

# パンフレット・リーフレット集

(タイトルをクリックするとリンク先にアクセスできます。)

## 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の 主なポイントについて



労働安全衛生法等が改正され、個人事業主等の安全衛生対策、ストレスチェック義務化、高齢労働者の安全衛生対策の努力義務化、治療と就業の両立支援の推進の努力義務化となりました。

労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和(2024)年1月1日から段階的に施行されます

個人事業主等の安全衛生対策の義務化

1 個人事業主等の安全衛生対策の義務化

2 労務管理の改善

3 労務管理の改善

4 個人事業主等の安全衛生対策の義務化

高齢者の労働災害防止のための指針

5 作業環境管理事業者への健康診断実施の義務付け

6 職場のメンタルヘルス対策の推進

7 化学物質による健康被害防止対策の推進

## 高齢者の労働災害防止のための指針

改正労働安全衛生法により、令和8年4月1日から、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために、この指針に基づいた措置を行うことが努力義務になりました。

COMING SOON

## 労働者数50人未満の小規模事業者の方向け ストレスチェック説明ページ



令和11年までに、労働者50人未満の事業場でもストレスチェック実施が義務化される予定です。このHPに掲載されている資料を参考に、導入をお願いします。

「小規模事業者ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド

1 ストレスチェックの実施方法

2 ストレスチェックの実施方法

3 ストレスチェックの実施方法

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェックが義務になります！

ストレスチェックは、職場の安全衛生を確保し、労働者の健康を維持するために必要です。

ストレスチェックって何ですか？

## 社内で実施可能な 行動災害防止に向けた取り組み



令和7年度厚生労働省委託事業において作成された資料です。行動災害(転倒災害・腰痛災害)防止対策にご活用ください。

今、増えている転倒・腰痛  
社内で実施可能な  
行動災害防止に向けた取り組み

転倒防止のためのストレッチ

1 足関節の柔軟性を高める

2 腰の柔軟性を高める

3 股関節の柔軟性を高める

4 足関節の柔軟性を高める

## リスクアセスメントについて (一般)



リスクアセスメントとは、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることです。安全対策の推進のため、リスクアセスメントを実施しましょう！

職場のリスクアセスメントを推進しよう

1 職場のリスクアセスメントとは

2 リスクアセスメントの手順

3 リスクアセスメントの推進

2 リスクアセスメントの手順

3 リスクアセスメントの推進

## リスクアセスメントについて (化学物質) ～業種・作業別マニュアルと解説テキスト～



危険性・有害性のある化学物質による労働災害は、休業4日以上のもので年間400件以上起きています。労働災害が多発しているものについて作成された業種・作業別のリスクアセスメントマニュアルです。

業種・作業別	リスクアセスメントマニュアル	解説テキスト
1 建設業	建設業	建設業
2 製造業	製造業	製造業
3 卸売業・小売業	卸売業・小売業	卸売業・小売業
4 飲食業	飲食業	飲食業
5 宿泊業	宿泊業	宿泊業
6 運輸業	運輸業	運輸業
7 情報通信業	情報通信業	情報通信業
8 金融業	金融業	金融業
9 不動産業	不動産業	不動産業
10 その他	その他	その他

お問合せ先  
武雄労働基準監督署 監督・安衛課  
電話 0954-22-2165  
受付時間 8:30~17:15 (R8.4)



## 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



本ガイドは、熱中症予防対策に関する専門家による検討委員会において、最新の知見を元に作成されたものです。  
これからの熱中症予防対策にぜひお役立てください。



## はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！



はしご・脚立は日常生活でも使用され、気軽に扱える反面、不適切な使用によって労働災害が発生しています。  
本リーフレットを使用して、事前にチェックしましょう！



## Safe Work Action 武雄 ～みんなで実現 安全・安心・快適職場～



令和7年10月から、武雄労働基準監督署で開始した取り組みです。  
(1) 「Safe Work Action」取組宣言書（以下「取組宣言書」といいます。）の作成・提出・公開  
①事業場の事業者は、取組宣言書に取組事項などを記載して、武雄労働基準監督署の専用メールアドレスに送付します。  
②武雄労働基準監督署において取組宣言書の内容を確認した後、佐賀労働局のホームページで閲覧できるようにします。  
③事業者は、取組宣言書に記載した取組事項の達成に取り組みます。  
(2) ログマークの活用  
取組宣言書を提出した事業場は、「Safe Work」(「Smart Work」・「Active Work」)・「Fun Work」・「Equal Work」)をキャッチフレーズとするログマークを、①事業所や現場に掲示する、②安全関係の書類に表示する、③ヘルメットに貼り付ける、④名刺に表示するなどにより、労使の労働災害防止に向けた機運や取組宣言書に記載した取組事項の達成への機運を高めます。



## 陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま 荷役作業の安全確保が急務です！



陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。  
陸運事業者だけでなく、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。



## 佐賀産業保健総合支援センターのご案内



産業保健総合支援センターは、勤労者の健康確保を図るうえで重要な役割を担っている産業保健関係者を支援する組織です。  
サービス内容は以下のとおりです。

【佐賀産業保健総合支援センター】

- 1 産業保健研修会
- 2 産業医研修会
- 3 共催研修など
- 4 メンタルヘルス対策
- 5 治療と仕事の両立支援
- 6 産業保健関係の相談

【杵藤地域産業保健センター】※労働者50人未満の事業場限定

- 1 健診実施後の医師の意見聴取
- 2 長時間労働者に対する面接指導
- 3 ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 4 個別訪問による産業保健指導の実施

- (1) 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- (2) メンタル不調を自覚する労働者、事業者に対する相談・指導

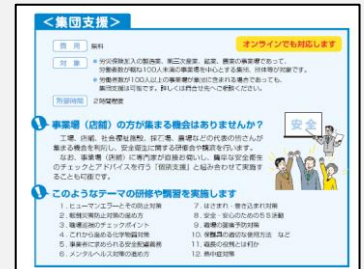
## 中央労働災害防止協会 中小規模事業場安全衛生サポート事業



「①個別支援」と、「②集団支援」の2種類があります。なお、2つの支援を組み合わせることも可能です（無料）。

原則として労働者数が概ね100人未満の製造業、第3次産業、鉱業及び農業の業種で、労災保険適用の事業場

※労働者数が100人以上の事業場であっても、300人未満までは対象とできる場合がありますので、詳しくはお問い合わせ先へご確認ください。



## 労働安全衛生法関係の届出・申請等 帳票印刷に係る入力支援サービス



労働基準監督署への届出について、電子申請が利用可能です（一部は義務化されています）。  
本サービスを利用すると作成しやすいので、ご活用ください！